

【改正前の静岡県盛土等の規制に関する条例の許可を取得した案件向け】

## 改正前の静岡県盛土等の規制に関する条例

### 手続等の手引き

(第6版)

1	条例の概要	p. 1
2	用語の定義	p. 4
3	条例の対象となる事業・事業者	p. 6
3-2	盛土環境条例の施行日以降の盛土等の区分	p. 8
4	許可後の手続等の流れ	p. 9
5	許可後に行う手続	p. 10
6	施工中に行う手続	p. 25
7	完了、廃止、休止時に行う手続	p. 36
8	変更、地位承継に関する手続	p. 38
8-2	変更許可申請書、地位の承継承認申請書の提出	p. 44
8-3	変更許可における許可の基準	p. 45
9	土地の所有者が変更になった場合の手続	p. 47
	提出書類チェックリスト（許可後）	p. 48
	提出書類チェックリスト（完了時）	p. 49

令和8年4月

静岡県 くらし・環境部 環境局 盛土対策課

# 1 条例の概要

---

## (1) 盛土条例の制定及び盛土環境条例への改正の経緯

本県では令和3年7月に発生した熱海市伊豆山地区の土石流災害を受けて、二度と同様の災害を発生させないために、盛土等の規制を図ることを目的として、令和4年3月に「静岡県盛土等の規制に関する条例」を制定しました。

一方、国においても盛土等に伴う災害の防止を図るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）が成立し、本県においても、令和7年5月から全国一律の基準による災害防止の規制が開始されることとなりました。

盛土規制法との規制の重複を避けるため、盛土条例から災害防止に関する規定を削除するほか、環境保全の規制の合理化などのために、令和7年3月に盛土条例を「静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例」（以下「盛土環境条例」という。）へ改正しました。

## (2) 目的

盛土条例は、盛土等の施工に伴う災害の防止のための技術的な基準等と環境の保全のための土壌汚染や水質汚濁の基準等を規定し、それらの遵守により、県民の生命、身体及び財産を保護することとしていました。

一方、盛土環境条例は、生活環境の保全のための基準等を規定し、それらの遵守により、生活環境の保全を図ることを目的としています。

### 【盛土環境条例】

第1条 この条例は、盛土等<sup>※</sup>による環境の汚染の防止のため必要な規制を行うことにより、生活環境の保全を図ることを目的とする。

※盛土等…盛土、埋立てその他の土地への土石の堆積をいう。（盛土環境条例2条第1項第1号）

ただし、盛土環境条例の施行日（令和7年5月26日）より前に盛土条例第9条の許可を受けて行われている工事については、当初の目的を貫徹する趣旨から、当該工事が完了又は廃止するまでの間、引き続き、盛土条例の災害防止に関する規定を適用し、規制していくこととしました。

## (3) 本制度に盛り込んだ主な内容

### ①土石基準に適合しない土石を用いた盛土等の禁止（盛土環境条例第7条、第8条）

- ・盛土等に使用される土石の汚染状態に関する基準（以下「土石基準」という。）を規定

- ・何人も、土石基準に適合しない土石を用いて盛土等を行ってはならないことを規定

#### ②一定規模以上の盛土等の許可制（盛土条例第9条）

- ・盛土等区域の面積 1,000 m<sup>2</sup>以上又は盛土等に用いられる土石の量 1,000 m<sup>3</sup>以上を対象と規定
- ※ 新規の許可はありません。

#### ③許可申請前の手続（盛土条例第11条、第12条）

- ・申請予定者は、申請内容を土地所有者に説明し、同意を得なければならないことを規定
- ・申請予定者が、周辺住民に対する説明会を開催すること及びその内容を報告書としてまとめることを規定
- ※ 新規の許可はありませんので、変更許可の場合必要となります。

#### ④盛土等の着手の届出

- ・着手した日から起算して 10 日以内に届け出を規定

#### ⑤土石の搬入時の規制を設定（盛土環境条例第13条）

- ・盛土等を行う者が、土石を搬入しようとするときは搬入する土石の発生元及びその土石に汚染のおそれがないことを確認し、並びに報告することを規定

#### ⑥盛土等完了までの管理に関する規制を設定（盛土条例第20条、第21条、第23条、第24条、盛土環境条例第14条）

- ・盛土等を行う者が土砂等管理台帳の作成、保管、閲覧を行うことを規定
- ・盛土等を行う者が水質及び土壌汚染調査の定期的な実施と報告を行うことを規定

#### ⑦盛土等完了時の規制を設定（盛土条例第25条）

- ・盛土等を行う者が完了届を作成・提出すること及び完了届を受けた県がその内容を確認し、適合通知を送付することを規定

#### ⑧その他

- ・盛土等に同意した土地の所有者は、定期的に盛土等の状況確認等を行わなければならないことを規定（盛土条例第29条）
- ・措置命令、停止命令の内容及び命令を受けた者の氏名、住所等を公表できることを規定（盛土条例第36条）
- ・無許可盛土等、命令違反（災害防止上の措置命令、土砂基準不適合盛土の停止命令等）、無届、虚偽報告等を行った者に対する罰則を規定（盛土条例第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条）

#### (4) 経過措置

盛土環境条例の施行日である令和7年5月26日より前に盛土条例第9条の許可を得て、工事に着手している場合は、災害防止等に関する規制は盛土条例の規定を引き続き適用し、生活環境保全に関する規制は盛土環境条例の規定を適用することとしています。

## 2 用語の定義

条例で使用される用語は、盛土環境条例第2条第1項各号に定義されています。

### (1) 用語の定義（盛土環境条例第2条第1項各号）

#### ①土石

土砂（改良土及び再生土を含む。）若しくは岩石又はこれらの混合物

#### 【解説】

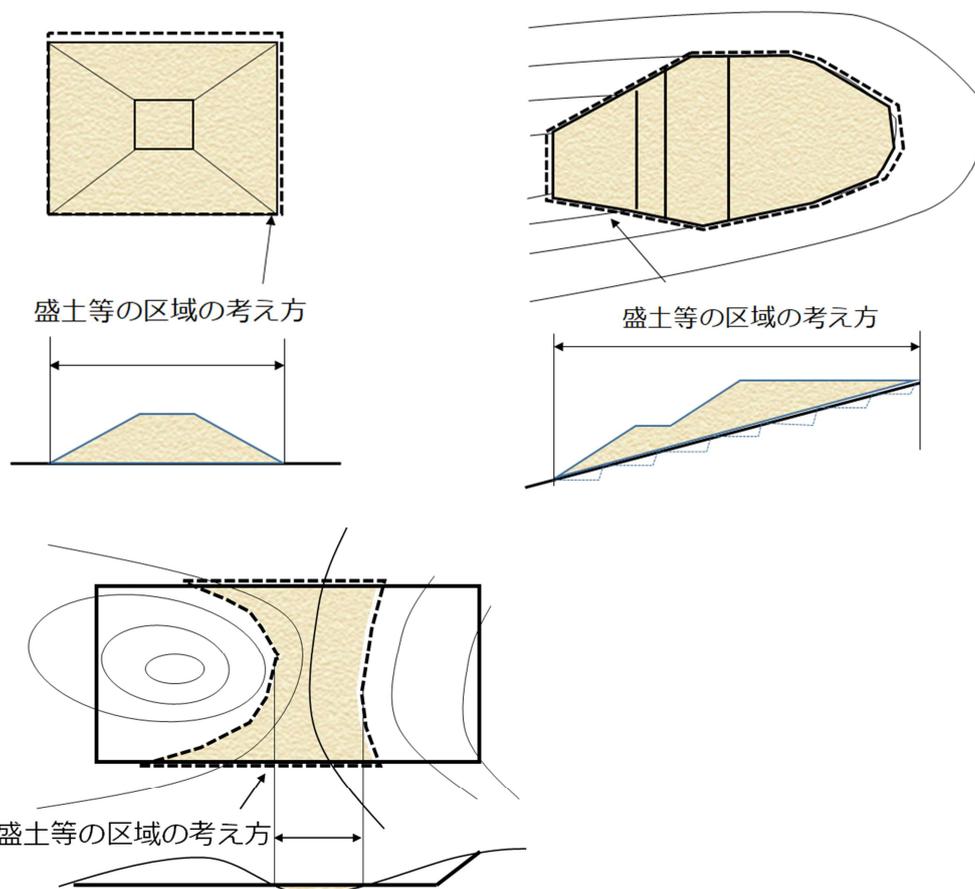
廃棄物処理法に規定する廃棄物及び土壤汚染対策法に規定する汚染土壤は、本条例の「土石」には該当しません。それぞれ当該法律の適用を受けるものであるため、定義において「土石」から除きました。

「土砂」とは、土、砂、礫、砂利及びこれらが集まったものであり、岩石や化石などの自然物が混入又は付着していても、全体として土砂とみなすことができる場合は、これらも盛土等に用いられることから「土石」として条例の対象とすることとしました。

#### ②盛土等区域

盛土等を行う土地の区域

#### 【盛土等区域のイメージ】



### ③土石を発生させる者

- ・ 建設工事の発注者又は請負人であってその建設工事により土石を発生させる者
- ・ 改良土又は再生土の製造者

### ④改良土

土砂をセメント、石灰その他の物により安定処理した物

**【解説】**

「改良土」とは、土石にセメントや石灰等の改良材を混合し、安定処理された物を指します。

### ⑤再生土

産業廃棄物（建設工事により生じた汚泥、浄水処理により生じた汚泥等）の脱水、乾燥、固化、凝集等により生じた物であって土砂と同様の形状の物

**【解説】**

「再生土」とは、産業廃棄物が適正に処理され、土石と同様の形状を有する物を指します。

### 3 規制の対象となる盛土等

#### (1) 盛土条例の許可を必要とする盛土等（盛土条例第9条）

##### チェック

- 盛土等区域の面積が1,000㎡以上の場合は、許可が必要です。
- 盛土等に用いる土石の量が1,000㎡以上の場合は、許可が必要です。
- 許可が不要となる事業や事業者があります。
- 許可が不要な盛土等であっても、汚染された土石で盛土等を行うことはできません。

##### 【解説】

- ・ 盛土等区域の面積が1,000㎡以上又は盛土等に用いられる土石の量が1,000㎡以上である盛土、埋立て、土石の堆積は許可が必要です。
- ・ 一方で、盛土環境条例第8条では、「何人も、土石基準に適合しない土石を用いて盛土等を行ってはならない。」とされていることから、許可が不要な盛土等であっても、土石基準に適合していない土石による盛土等を行うことはできません。
- ・ 次の(2)(3)に該当するものは許可不要です。
- ・ なお、平坦な場所で30cm未満の厚さで土石を敷きならす行為等は、「盛土等」に該当しないため、許可の対象となりません。（個別に協議してください。）

#### (2) 盛土条例の許可を要しない事業者（盛土条例施行規則第5条）

国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、中日本高速道路株式会社、独立行政法人鉄道建設、運輸施設整備支援機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本下水道事業団、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、国又は地方公共団体が2分の1以上出資している法人であって、国又は地方公共団体と同等以上に災害の防止上及び生活環境の保全上の措置を講じることができるものとして知事が指定した者（現在、指定なし）

### (3) 盛土条例の許可が不要である盛土等

- ・採石法、砂利採取法に基づき、採取した土砂等を販売するために区域内に一時的に行う盛土等
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場で行う盛土等
- ・土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理施設において行う盛土等

[法令、条例の許可や届出が必要な行為に係る盛土等のうち、次の盛土等]

- ・鉱業法に基づく認可を受けた施業案によって行う鉱物の採掘に伴う盛土等
- ・道路法に基づく道路工事の承認又は道路占用許可、道路予定区域での工作物の新築等の許可を受けて行う盛土等
- ・河川法に基づく河川工事の承認又は工作物の新築等の許可、河川保全区域内行為の許可、河川予定地内行為の許可を受けて行う盛土等
- ・非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等

[その他、次の盛土等]

- ・法令、条例又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う盛土等
- ・土壌汚染対策法に基づく要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止等として行う盛土等
- ・地方自治法に規定する指定管理者が公の施設の管理として行う盛土等
- ・ガラス、コンクリートその他これらに類する製品を製造・加工するための原材料を事業場内に保管するために行う盛土等
- ・森林組合又は林業を営む者が、国又は地方公共団体から補助金の交付を受け、林道技術基準等に基づき、林道又は作業路網の整備の際に現地で発生した土砂等を用いて行う盛土等
- ・土地改良法に規定する土地改良事業及びこれに附帯する事業、土地改良事業に準ずる事業として行う盛土等

(注) 土地改良事業に準ずる事業について

土地改良事業に準ずる事業とは、国、県、市町のほか土地改良区等が定める要綱・要領に「土地改良事業計画設計基準」等に基づいて設計・施工することが明記されている事業を指します。

### 3-2 盛土環境条例の施行日以降の盛土等の区分

#### チェック

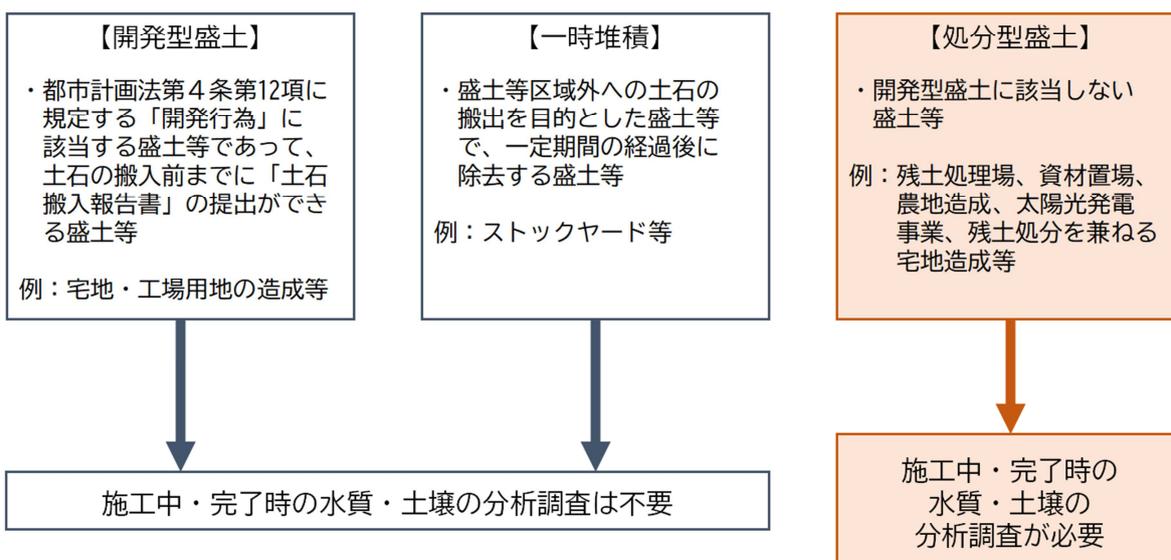
- 盛土環境条例では、盛土等を大きく「開発型盛土」、「一時堆積」、「処分型盛土」に区分して、手続の簡略化を図りました。
- 「開発型盛土」は、宅地造成や工場用地造成等、都市計画法第4条第12項に規定される「開発行為」に該当するものであって、土石の搬入前に「土石搬入報告書」を県に提出し、搬入する土石が土石基準に適合することを確認できる盛土等が該当します。
- 「一時堆積」は、ストックヤード等、盛土等区域外への搬出を目的とした盛土等（一定期間の経過後に当該盛土等を除去するもの）が該当します。
- 「処分型盛土」は、残土処理場、資材置場、太陽光発電用地、農地造成等、開発型盛土及び一時堆積に該当しない盛土等をいいます。

#### 【解説】

- ・盛土環境条例では、盛土条例の運用の実態を踏まえ、規制の合理化と手続の簡略化を図りました。

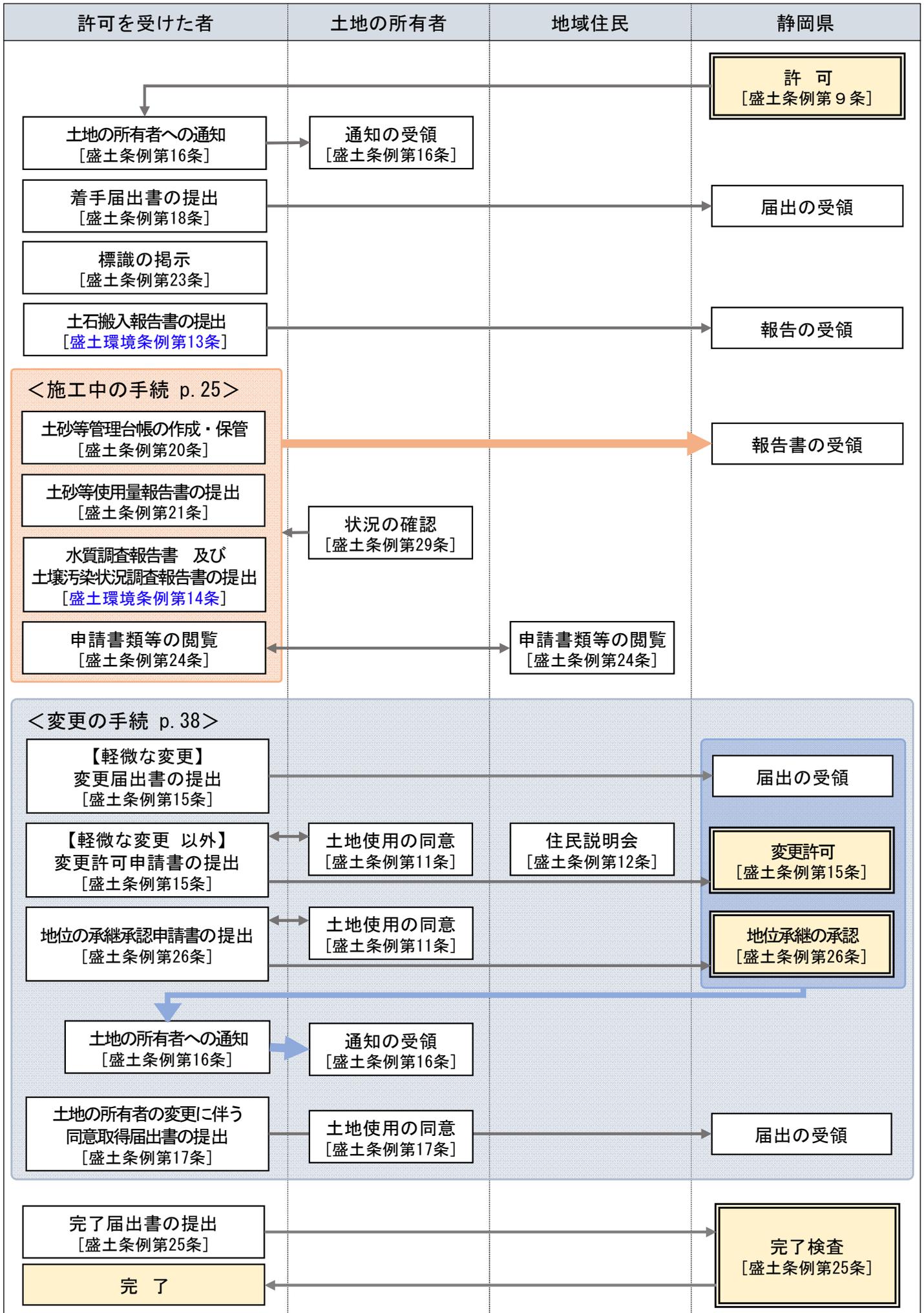
#### 盛土等の区分ごとの生活環境保全の規制に係る手続

##### 令和7年5月26日（盛土環境条例の施行日）以降の盛土等の区分



※水質調査の要否は別途要件あり。

#### 4 許可後の手続等の流れ（許可から完了まで）



## 5 許可後に行う手続

許可後に行う手続として、以下の手続があります。

- (1) 土地の所有者への許可の内容の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 10
- (2) 標識の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 11
- (3) 境界標の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 13
- (4) 土石搬入報告書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 14
- (5) 着手届の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 24

### (1) 土地の所有者への許可の内容の通知（盛土条例第 16 条）

#### チェック

許可を受けたら遅滞なく※、以下の書類を交付することにより、土地の所有者に許可を受けた内容を通知しなければなりません。

◇許可証の写し

◇盛土等許可申請書（盛土条例様式第 1 号）の写し

◇盛土等許可申請書（盛土条例様式第 1 号）の添付書類の写し

（個人情報に該当する「生年月日」は黒塗り等で隠してください。）

※ 許可を受けた日から 10 日以内程度を目安に通知してください。

#### 【解説】

- ・盛土等に同意した土地の所有者に対しても、盛土等の状況確認の義務や盛土等に違反等が見つかった場合には是正命令がされる可能性が規定されました。
- ・申請者は許可を受けた日から遅滞なく、その内容を土地の所有者に対して書面で通知することが規定されました。
- ・書面での通知は、盛土等許可申請書及び添付書類の写しを交付することにより行う必要があります。
- ・添付書類の写しは、土地の所有者が盛土等の状況確認を行う際に必要な内容が記載されたものを交付する必要があります。
- ・あわせて、「土地の所有者が条件の有無についても確認できるよう」、許可に条件が付された場合はその条件も通知しなければならないことが規定されました。

(2) 標識の掲示（盛土条例第23条第1項、施行規則第22条）

チェック

- 標識には、次の内容を記載しなければなりません。
  - 許可を受けた年月日及び番号並びに許可をした者
  - 許可を受けた者の氏名、住所※、連絡先電話番号
    - ※法人の場合は名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地
  - 盛土等の目的
  - 盛土等区域の位置、規模
  - 管理事務所に置く管理責任者の氏名、職名、連絡先の電話番号
  - 盛土等に用いられる土砂等の量
  - 盛土等を行う期間
  - 盛土等区域を示す見取図
- 人目につきやすいところに設置してください。
- 盛土等の着手日までに設置し、盛土等を行う間、掲示しなければなりません。

【解説】

- ・地域の住民が、盛土等が適正に行われていることを確認し、疑問点等を問い合わせできるように、標識の掲示を義務としました。

○ 掲示する内容と標識のイメージ

静岡県盛土等の規制に関する条例 許可標識

許可を受けた日：令和○年○月○日

許可番号：第○○○号

許可者：静岡県知事 ○○○○

氏名：(株) ○○○○ 代表取締役 ○○○○

住所：○○市○○110 (電話 ×××-123-4567)

盛土等の目的：住宅用地の造成

盛土等区域の位置：○○市××6 ほか○筆

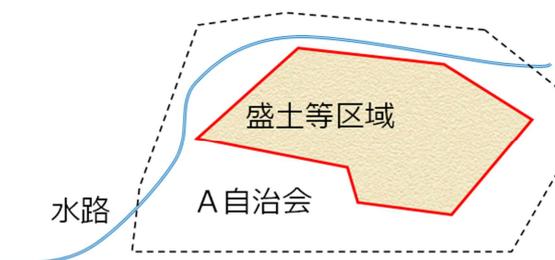
盛土等区域の規模：○○○○m<sup>2</sup>

管理責任者：工事課長 ○○○○ (電話 080-1234-××××)

土砂等の量：○○○m<sup>3</sup>

盛土等を行う期間：令和○年○月○日～令和○年○月○日

《盛土等区域を示す見取り図》



90  
cm  
以上

120cm 以上

### (3) 境界標の設置（盛土条例第 23 条第 2 項）

#### チェック

- 許可を受けた盛土等区域との境界に、境界標を設置しなければなりません。
- 境界標は、工事中に施工者が誤って消失させないように、工事中でも視認できるような色や大きさ等となるよう工夫してください。
- 工事中の振動や雨水によって境界標の移動、沈下等が生じないように固定してください。

#### 【解説】

- ・境界標の設置は、盛土等が申請どおりに実施されていることを確認するために必要なものです。
- ・境界標には、木杭、プラスチック杭、コンクリート杭等があり、使用する境界標の種類は指定しませんが、工事期間等を勘案し適切な素材を選定してください。

(4) 土石搬入報告書の提出（盛土環境条例第13条、施行規則第9条）

チェック

- 盛土等の許可を受けた者は、許可を受けた盛土等区域に別の場所から土石を搬入しようとするときは、搬入の前に次の事項を確認し、土石搬入報告書（環境条例様式第5号）により、県に報告する必要があります。
  - ◇ 土石の発生元（発生させる者、発生させる場所）
  - ◇ 搬入する土石に汚染のおそれがないこと
- 「搬入する土石に汚染のおそれがないこと」は、土石を発生させる者から、次の書類の提出を受けることで確認してください。
  - ◇土地の利用状況等の調査（地歴調査）の結果
  - ◇土壌の分析調査の結果
  - ◇再生資源利用促進計画書等
  - ◇採石法・砂利採取法の認可書
- 残土処分場等、土石の搬入時期が不定期となる場合には、土石搬入状況一覧表（盛土環境条例様式第6号）に確認した内容を取りまとめて提出することも可能としました。
- 改良土又は再生土を搬入しようとする場合は、次の資料の提出を受け、汚染のおそれに加え、その製造場所や製造方法等を確認してください。
  - ◇すべての土石基準物質の分析結果（ロット毎に実施されたもの、写しで可）
  - ◇改良土又は再生土の製造工程が分かるもの（製造フローチャート）

【提出書類】

- 土石搬入報告書（盛土環境条例様式第5号）
  - 土石発生元証明書（盛土環境条例様式第4号）  
又は土石搬入状況一覧表（盛土環境条例様式第6号）
  - 搬入土砂等に汚染のおそれがないことの確認に用いた書類等
- ※土石搬入状況一覧表を提出する場合は、添付する必要はありません。

## 【解説】

- ・土石基準に適合しない土石による盛土等が行われなくするため、土石の搬入前に、汚染のおそれがないことを確認することが規定しました。
- ・盛土等を行う者は、「土石発生元証明書」及び「土地の利用状況等の調査（地歴調査）の結果」等により、汚染のおそれがないことを確認し、確認した旨を知事に報告することとしました。
- ・土石の発生元が明記され、土地の利用状況等の調査（地歴調査）の結果と同等と考えられる「再生資源利用促進計画書等」、「採石法・砂利採取法の認可書」も汚染のおそれのないことを証明する書類として追加しました。
- ・残土処分場、ストックヤード又は砂利採取後の埋立て等は、土石の発生元が多岐にわたっていたり、搬入時期が不定期であることが想定されます。このような場合、土石の搬入前にその都度、報告書を県に提出することは難しい上、相互の事務量が膨大になるため、土石搬入状況一覧表に確認した内容を取りまとめ、毎月提出することを認めることとしました。
- ・なお、土石搬入状況一覧表による報告とする場合、一時堆積を除いて、「処分型盛土」となるため、着手から6か月毎の水質・土壌の汚染状況の分析調査が必要となります（詳細は p.28 を確認してください）。
- ・改良土又は再生土の製造者には、多様な形態があり、搬入している土石の発生場所、土石の性状、混合している物質なども様々なことから、土壌の分析調査の実施と製造工程の分かる資料の提出を求めることとしました。また、土石基準に適合した製品を適切に販売するためにも、販売するロット単位等、適切な頻度（少なくとも年に1回以上）で分析を行う必要があります。

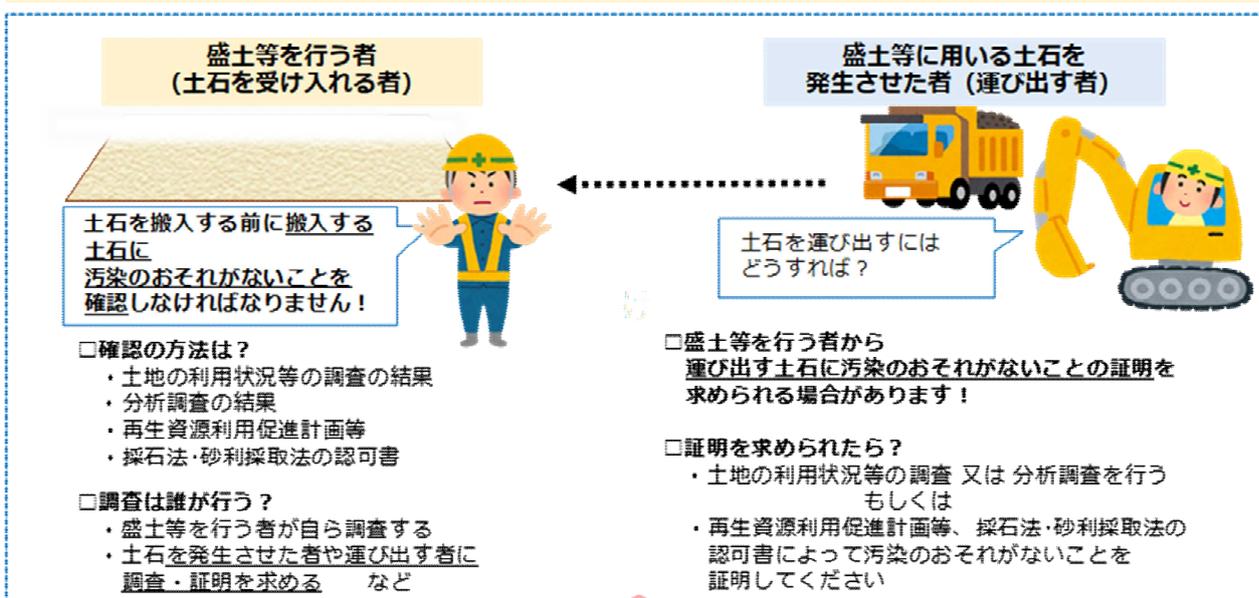
**【盛土等の許可の有無にかかわらず確認が必要】**

**搬入する土石に汚染のおそれがないことの確認について**

- (!) 盛土等の許可の有無にかかわらず、土石を搬入する前には「土石の発生元」及び「搬入する土石に汚染のおそれがないこと」を確認しなければなりません。
- (!) **本ページから p. 23 までで解説する内容は、盛土等の許可の有無にかかわらず、共通した内容**となっています。

**搬入する土石に汚染のおそれがないことの確認のイメージ**

条例の届出をして盛土等を行う者は、盛土等に用いる土石に汚染のおそれがないことの確認が必要です！



**(大前提) 土石基準に適合しない土石を用いて盛土等を行うことはできません！**

**【盛土等の許可の有無にかかわらず必要なこと】**

- ・盛土環境条例第8条に「何人も、土石基準に適合しない土石を用いて盛土等を行ってはならない」ことが明記されました。(図中「大前提」部分)
- ・このことから、盛土等の許可の有無にかかわらず、搬入する土石に汚染のおそれがないことを確認しなければならなくなりました。

**【盛土等の許可を受けた者の義務】**

- ・盛土等の許可を受けて盛土等を行う者は、土石の搬入前に行った確認の結果を県に報告する必要があります。

○ 「搬入する土石に汚染のおそれがないこと」の確認方法

① 土地の利用状況等の調査（地歴調査）の結果による場合

チェック

□ 土地の利用状況等の調査（地歴調査）は、土石を発生させる者から、土石発生元証明書（盛土環境条例様式第4号）、土地の利用状況等の調査結果書（参考様式第1号）及び土地の使用履歴（参考様式第2号）に次の確認資料を添付させ、土地の利用履歴を把握することで、汚染が存在するおそれがないと認められる土地（A）であることを確認します。

（A）住宅、山林、田畑等、土石基準物質の使用等がなかったことが明らかな土地  
＜確認資料＞

◇現況の国土地理院地図、住宅地図、航空写真

◇過去の国土地理院地図、住宅地図、航空写真

□ 必要に応じて上記を補足する資料を求めて汚染の存在の状況を確認します。

◇周辺住民や関係者からのヒアリング調査の情報

◇土地、建物の登記事項証明書

◇水質汚濁防止法等の特定施設の情報等

□ 上記の調査により、以下に該当する場合は、土壌の分析調査の実施を求め、汚染の存在の状況を確認し、土石基準値以下であることを確認します。

＜汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地（B）＞

（B）土石基準物質を直接扱っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地（工場の事務所、作業場、資材置場、倉庫、中庭等）

⇒ 使用されていたおそれのある物質について、900m<sup>3</sup>ごとに1回

＜汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地（C）＞

（C）A及びB以外の土地（土石基準物質の製造、使用、貯蔵、処理等が行われた土地や過去に当該土地や隣接地等において汚染が認められた土地）

⇒ 使用されていたおそれのある物質について、100m<sup>3</sup>ごとに1回

### 【解説】

- 土地の利用状況等の調査は、現況と過去の地図、航空写真の比較により、利用履歴を把握することにより行います。
- 航空写真等だけでの確認が困難な場合は、住民からのヒアリング、登記事項証明書、行政情報などを補足資料として活用してください。
- これらにより、汚染のおそれの程度を把握し、必要な場合には、程度に応じた土壌の分析調査等の実施を求めてください。
- 土地の利用履歴の把握が困難な場合には、100m<sup>3</sup> ごとに1回、土壌の分析調査を行い、汚染のおそれを確認する必要があります。
- なお、土壌の分析調査から実施する場合は、全ての土石基準物質の調査が必要となりますが、土地の利用履歴により使用していた物質が特定できた場合には、その物質について分析調査を行うこととなります。

## ② 土壌の分析調査の結果による場合

### チェック

- 土壌の分析調査は、計量証明事業者が、以下の表に示した「物質ごとに行う分析の方法」に基づき行った結果が、基準値以下となっていることを確認します。
- ①土地の利用状況等の調査（地歴調査）が行われていない場合は、土石基準に規定された全ての物質について、土石 100m<sup>3</sup> ごとに1回の分析調査が必要となります。
- このため、「①土地の利用状況等の調査（地歴調査）の結果による場合」に記載したとおり、まずは、地歴調査を実施し、必要な場合に分析調査を実施することをお薦めします。

### <物質ごとに行う分析の方法>

物質	分析方法
1,4-ジオキサン	土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）
銅	土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）
ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）
上記以外で規則別表第1左欄に定める物質	土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年環境省告示第18号） 土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年環境省告示第19号）

### 【解説】

- ・土壌の分析調査は、計量証明事業者が作成する計量証明書が必要となります。
- ・また、土壌の分析調査から実施する場合は、全ての土石基準物質の調査が必要となりますが、土地の利用履歴により使用していた物質が特定できた場合には、その物質についてのみ、分析調査を行うこととなります。
- ・土石基準は、次頁のとおりとなります。

○ 土石基準（盛土環境条例施行規則第4条 別表第1）

物質の種類 (土石基準物質)	土石に水を加えた場合に 溶出する物質の量に関する基準 (溶出量基準)	土石に含まれる物質の 量に関する基準 (含有量基準)
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。	—
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。	—
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。	—
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	—
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	—
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	—
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきカドミウム45ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき六価クロム250ミリグラム以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌1キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	土壌1キログラムにつき水銀15ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきセレン150ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき鉛150ミリグラム以下であること。
ひ素及びその化合物	検液1リットルにつきひ素0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきひ素150ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきふっ素4,000ミリグラム以下であること。

ほう素及びその化合物	検液 1 リットルにつきほう素 1 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつきほう素 4,000 ミリグラム以下であること。
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下であること。	—
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。	—
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。	—
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	—
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	—
銅	—	農用地 (田に限る。)において、土壌 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下であること。	—
ダイオキシン類	—	土壌 1 グラムにつき 1,000 p g - T E Q 以下であること。

- 1 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類をいう。
- 2 ダイオキシン類に係る値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

③ 再生資源利用促進計画等による場合

チェック

- 土石発生元証明書（盛土環境条例様式第4号）、再生資源利用促進計画及び再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票により、土石を発生させる者、場所、土壤汚染対策法の手続が行われていることを確認します。
- 土壤汚染対策法に基づく手続が確認できない場合で、土石の発生場所の状況から、汚染のおそれが疑われる場合には、土地の利用状況等の調査（地歴調査）等の提出をあわせて求めることがあります。

【解説】

- ・再生資源利用促進計画は、法令等により、500m<sup>3</sup>以上の土石を搬出する工事で作成が義務付けられています。
- ・作成に当たっては、土壤汚染対策法の手続を確認することも規定されており、確認結果票により手続が確認されたものは、汚染のおそれがないものと扱うこととしました。
- ・一方で、土壤汚染対策法の規模要件未満の場合等で、土壤汚染対策法の手続がされない場合は、再生資源利用促進計画に記載された土石の発生場所の情報から、汚染のおそれを検討し、必要に応じて土地の利用状況の調査等で補完することとしました。

<参考>

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

工事名	
元請建設工事事業者等	
作成・更新年月日	

土砂の搬出に係わる土壤汚染対策法等の手続確認結果

工区等	結果区分	確認結果

注) 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる

建設発生土の搬出先確認結果

No	搬出先名称	確認結果	詳細
1			
2			
3			
4			
-			

#### ④ 採石法、砂利採取法の認可書による場合

##### チェック

- 採石法や砂利採取法の認可を取得した場所で生産された土石（凝集剤等が使用された場合を除く。）であることを認可書で確認します。

##### 【解説】

- ・採石や砂利採取が行われる土地は、田、畑、山林であり、汚染のおそれのない土地です。
- ・このような土地で生産された土石は、汚染のおそれがないことから、発生元（生産者、場所）を証明する書類である「認可書」の提出で、汚染のおそれはないものと扱うこととしました。
- ・ただし、凝集剤を使用した汚泥や脱水ケーキなどは再生土に該当するため、認可された場所からのものであっても、土壌分析調査が必要となります。

(5) 着手届の提出（盛土条例第 18 条、第 28 条、施行規則第 15 条）

チェック

- 盛土等着手届出書（盛土条例様式第 12 号）は、着手した日から 10 日以内に知事に提出する必要があります。
- 許可を受けた後、正当な理由なく盛土等に着手しないまま 1 年が経過すると、許可が取り消されます。

【解説】

- ・盛土等（盛土等の用に供する施設を含む。）に着手した日を確定させ、そのことを確認するため、知事に着手届を提出することを規定しました。
- ・したがって、着手前ではなく、着手した日から 10 日以内に提出することとしています。
- ・なお、届出は、着手した日から 10 日以内に県に到達している必要があります。  
（静岡県行政手続条例第 36 条）
- ・郵送での提出の場合、郵送にかかる期間を考慮して遅くとも着手した日から 10 日以内の消印となるように提出してください。

## 6 施工中に行う手続

施工中に行う手続として、以下の手続があります。

- (1) 土砂等管理台帳の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 25
- (2) 関係書類の閲覧・保存・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 26
- (3) 土砂等使用量報告書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 27
- (4) 水質・土壌の汚染状況の調査の実施・報告・・・・・・・・ p. 28

### (1) 土砂等管理台帳の作成（盛土条例第 20 条、施行規則第 17 条）

#### チェック

《土石を搬入する場合》

- 毎月末までに「土砂等管理台帳（盛土条例様式第 15 号）」を作成する必要があります。
- 土砂等管理台帳には、土石が発生した場所ごとに、発生させた者の氏名・住所、1日あたりの搬入量・車両台数を記載してください。

《一時的な堆積を行っている場合》

- 毎月末までに「土砂等管理台帳（盛土条例様式第 15 号（その 1：搬入用）及び（その 2：搬出用）」を作成する必要があります。
- 土砂等管理台帳には、土石が発生した場所ごとに、発生させた者の氏名・住所、1日あたりの搬入量及び搬出量・車両台数を記載してください。

#### 【解説】

- ・盛土等に使用される土石の量の適正な管理を行うため、「土砂等管理台帳」を整備することを求めました。

#### 作成時の留意点

- ・土石の発生場所ごとに「土砂等管理台帳」を作成することになっているため、1日に複数の場所から土石を搬入する場合は、複数枚の台帳を作成することとなります。
- ・台帳上の土石の搬入量（ほぐし土量）と実際の盛土等の量（締固め土量）は一致しなくても問題ありません。  
⇒変更の必要性については、実際の盛土量で管理してください。
- ・搬入量と車両台数の管理により、過積載の防止に努めてください。

(2) 関係書類の閲覧・保存（盛土条例第24条、施行規則第23条）

チェック

- 盛土等を行う者は、知事に提出した書類（申請書、土石搬入報告書（又は土砂等搬入報告書）、土壤汚染状況調査報告書等）の写し及び土砂等管理台帳を、管理事務所に保管しなければなりません。
- 管理事務所に保管している書類は、工事期間中に地域住民等から閲覧の希望があった場合には、閲覧させなければなりません。
- これらの書類は、工事の完了（廃止）後5年間保存しなければなりません。

【解説】

- ・盛土等を円滑に実施するためには、施工に関わる者が申請書等の内容を理解することや、地域の住民の理解を得ることが重要です。
- ・また、盛土等が完了後に災害を受けた場合や、河川等の水質への悪影響の原因として懸念されるような場合に備え、盛土等の完了又は廃止後5年間は、知事に提出した申請書、土石搬入報告書（改正前の盛土条例における土砂等搬入報告書）、土壤汚染状況調査報告書等を保存することを規定しました。

(3) 土砂等使用量報告書の提出（盛土条例第 21 条、施行規則第 18 条）

チェック

- 盛土等に使用した土石の量を定期的に報告する必要があります。
    - ・ 4 月～9 月分・・・10 月末日までに提出
    - ・ 10 月～3 月分・・・4 月末日までに提出
  - 報告にあたっては、次の様式を使用してください。
    - ・ 一時堆積の場合以外・・・土砂等使用量報告書（盛土条例様式第 16 号）
    - ・ 一時堆積の場合・・・土砂等搬入量及び搬出量報告書（盛土条例様式第 17 号）
- 【添付書類】
- ・ 土砂等管理台帳（盛土条例様式第 15 号）の写し
- 盛土等完了届出書及び廃止（休止）届出書には、直近の定期報告後に用いられた土石の量を添付する必要があります。

【解説】

- ・ 盛土等を行う者が、盛土等で使用した土石の量を適正に管理するため、土砂等管理台帳の整理を求めています。
- ・ 県でもその状況を把握するため、土砂等管理台帳の内容がとりまとめられた「土砂等使用量報告書」として、毎年 4 月末及び 10 月末までに提出を求めることとしました。
- ・ なお、土砂等使用量報告書又は土砂等搬入量及び搬出量報告書には、土砂等管理台帳の写しを添付する必要があります。

(4) 水質・土壌の汚染状況の調査の実施・報告（盛土環境条例第14条、施行規則第10条、第11条、第12条、第13条）

チェック

- 盛土等を行う者は、着手日から6か月ごとに水質及び土壌の汚染状況の調査を行わなければなりません。
- 「開発型盛土」（宅地造成や工場用地造成などの都市計画法第4条第12項の開発行為に該当するものであって、土石の搬入前に県に土石搬入報告書（様式第5号）を提出し、土石の汚染のおそれがないことが確認できる盛土等）は、水質及び土壌の汚染状況の調査を省略することができます。
- 「一時堆積」は、水質及び土壌の汚染状況の調査は不要です。
- 「処分型盛土」は、水質及び土壌の汚染状況の調査が必須です。
- 調査の結果は、次の様式により、調査結果が判明した日から1か月以内に知事に提出しなければなりません。
  - ・水質調査の結果⇒「水質調査報告書（様式第7号）」
  - ・土壌調査の結果⇒「土壌汚染状況調査報告書（様式第8号）」
- 盛土等が完了又は廃止した場合も、これらの調査を実施し、その結果を知事に報告しなければなりません。
- 各調査結果を報告する書類には、以下の書類の添付が必要です。
  - ・試料を採取した地点を示した位置図
  - ・現場の写真（採取位置の全景と試料の採取状況がわかるもの）
  - ・計量証明書

【解説】

- ・「開発型盛土」、「土石の堆積（一時堆積）」については、実態を踏まえ、規制を合理化し、水質・土壌の汚染状況の調査の方法を見直しました。
- ・上記に該当しない「処分型盛土」の場合は、これまでどおりの調査の実施を求めます。
- ・調査結果には、計量証明書を添付することが必要です。
- ・試料採取に当たっては、計量証明事業者に採取を依頼するか、自ら採取した試料を計量証明事業者を持ち込む場合には事前に採取方法を確認しておく等、適切に行ってください。
- ・これまで、天候や分析に要する時間によって提出が遅れることがありましたので、調査結果の提出については、調査結果が判明した日から1か月以内としました。
- ・6か月ごとの調査で、水質又は土壌に汚染が確認された場合は、直ちに盛土等を停止し、汚染が確認されたことを県に報告してください。

- ・土石基準物質の種類や、汚染の原因によっては、汚染された土石の撤去が必要になることも考えられます。
- ・このようなことを避けるため、土石を搬出する者及び搬入する者は、条例で規定する定期的な調査に加え、自主的な調査の実施も検討ください。
- ・また、いつ、どこに、どこからの土石が搬入されたかを確認できるよう、適切に土石の搬入の管理を行うことも重要です。

<盛土環境条例における水質、土壌の汚染状況調査の扱い>

時期/区分	開発型盛土	一時堆積	処分型盛土
	宅地や工場用地造成等	ストックヤード等	残土処分場、資材置き場、太陽光発電所、農地の造成等
施工中 (6か月ごと)	不要	不要	必要
完了時	不要	不要	必要

※ 盛土等の区分の詳細については、p. 8を確認してください。

①水質の汚染状況の調査（盛土環境条例第 14 条、施行規則第 10 条）

チェック

- 水質の汚染状況の調査は、次に該当する場合に実施してください。
  - ・盛土等区域内の流水や湧水を排除するため、地下水排除工（暗渠工等）を設置する場合
  - ・当該地下水排除工からの採水が可能な場合
- 定期報告や完了の予定日の前後 1 か月以内の、降雨後等のできるだけ排水が多く流れているときに採水してください。

【解説】

- ・地下水排除工の設置の要否は、構造基準に基づいて判断する必要があります。

ア 水質調査における採水場所

- ・水質調査は、盛土等を行う区域外に基準に適合しない水の排出を行わないために実施するものです。
- ・地下水排除工の排水口付近において採水してください。
- ・地下水排除工の排水口付近からの常水がない場合は、工程を勘案し、6 か月ごとの報告や完了の予定日の前後 1 か月以内の、できるだけ多くの排水が流れているとき（降雨後等）に試料を採取し、分析調査を行うようにしてください。

イ 水質の分析方法

物質の種類	分析方法
1,4-ジオキサン	水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）
ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について（平成 11 年環境庁告示第 68 号）
それ以外	地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件（平成 15 年環境省告示第 17 号）

ウ 水質基準（盛土環境条例施行規則第 13 条、別表第 2）

物質の種類	基準
クロロエチレン	1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	1 リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 リットルにつき1ミリグラム以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	1 リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
ベンゼン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。
シアン化合物	シアンが検出されないこと。
水銀及びその化合物	1 リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。
ひ素及びその化合物	1 リットルにつきひ素0.01ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素1ミリグラム以下であること。
シマジン	1 リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
チウラム	1 リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
有機りん化合物	検出されないこと。
1, 4-ジオキサン	1 リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。
ダイオキシン類	1 リットルにつき1 pg-TEQ以下であること。

備考 ダイオキシン類の値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

②土壌の汚染状況の調査（盛土環境条例第14条、施行規則第11条）

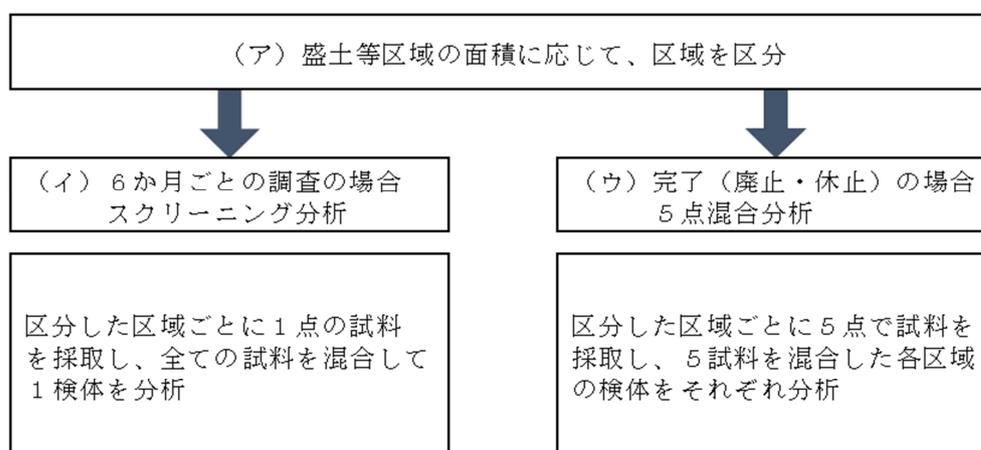
チェック

- 6か月ごとに行う土壌の汚染状況の調査は、スクリーニング分析により行うことができます。
- 完了時の土壌の汚染状況の調査は、5点混合分析により行います。

【解説】

- ・搬入する土石については、土石発生元証明書等により「汚染のおそれがないこと」を確認しているため、6か月ごとに行う土壌の汚染状況の調査は、スクリーニング分析とすることとしました。

ア 土壌の分析調査の流れ



(ア) 盛土等区域の面積に応じた区域区分の方法

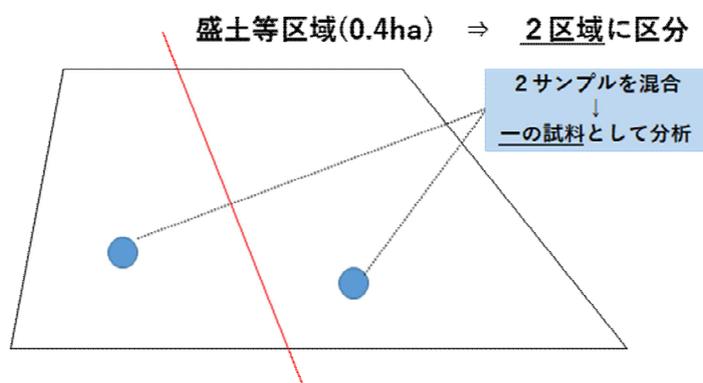
次の表の左欄に掲げる盛土等区域の面積の区分に応じ、当該盛土等区域をそれぞれ当該右欄に定める区域の数以上の区域に区分します。

盛土等区域の面積	区域の数
0.5ヘクタール未満	2
0.5ヘクタール以上 1ヘクタール未満	3
1ヘクタール以上 2ヘクタール未満	4
2ヘクタール以上 3ヘクタール未満	5
3ヘクタール以上 4ヘクタール未満	6
4ヘクタール以上 5ヘクタール未満	7
5ヘクタール以上 6ヘクタール未満	8
6ヘクタール以上 7ヘクタール未満	9
7ヘクタール以上 8ヘクタール未満	10
8ヘクタール以上 9ヘクタール未満	11
9ヘクタール以上 10ヘクタール未満	12
10ヘクタール以上	13

(イ) 6か月ごとの調査の場合（スクリーニング分析）

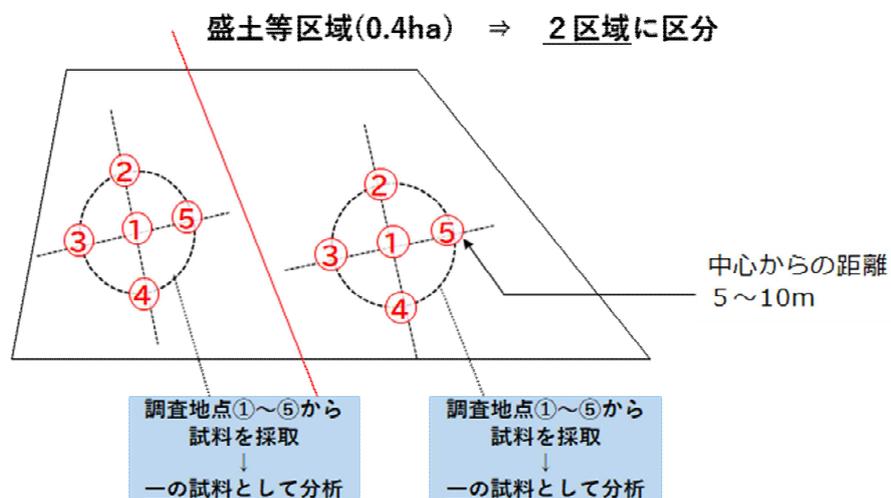
- ・ 試料の用に供される土石は、(ア)により区分した各区域の1地点において採取した土石を等量混合し、一の試料とします。

[(イ) のイメージ]



(ウ) 完了（廃止・休止）の場合（5点混合分析）

- ・ 試料の用に供される土石は、(ア)の規定により区分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点として直角に交わる2直線上の地点のうち当該中央の地点からの距離が5メートルから10メートルまでの間にある4地点（当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点として直角に交わる2直線上の地点のうち当該中央の地点と当該区域の境界との間にある地点）において採取することとし、それぞれ等量としてください。  
※詳細は [調査方法のイメージ] (p.41) を参照
- ・ (ウ)の規定により採取した土石は、(ア)の規定により区分した区域ごとに混合し、一の試料としてください。



## イ 分析方法<sup>※1</sup>

物質の種類	分析方法
1,4-ジオキサン	土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）
銅	土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）
ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）
それ以外 <sup>※2</sup>	土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年環境省告示第18号）
	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年環境省告示第19号）

※1 分析方法は〔5（4）② 土壌の分析調査の結果による場合〕（p.19）と同様です。

※2 土石基準物質のうち、1,4-ジオキサン、銅、ダイオキシン類を除く26項目。

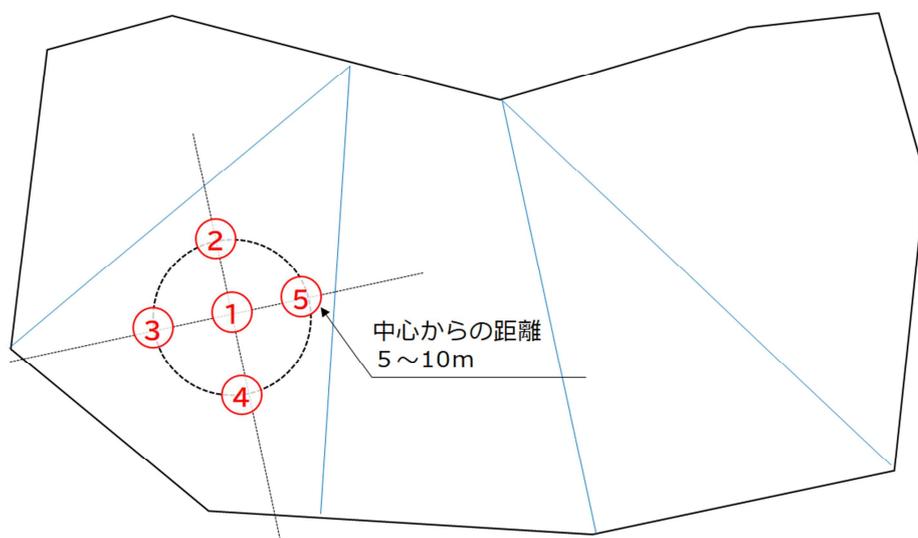
## ウ 留意点

盛土等の着手から6か月ごと及び完了（廃止・休止）時の土壌の汚染状況の調査は、調査を行うべき日から前後1週間を目安に調整してください。

一方で、天候等によって調査が難しかったり、制度が確保できないといったことも想定されますので、時期は一つの目安として、確実な調査が行えるようなときに調査を行うにしてください。

[調査方法のイメージ]

(例) 盛土等区域の面積が 2.3 ヘクタールの場合 ⇒ 5 区域に区分



[手順 1]

- ・盛土等を行う区域を面積に応じて定められた数に区分します。

[手順 2]

- ・区分の中心付近に調査地点①を選定します。
- ・採取位置付近の状況写真を撮影します。

[手順 3]

- ・調査地点①を交点とした直交線を引きます。

[手順 4]

- ・調査地点①から 5 ~10m の距離となる直交線上に調査地点②~⑤を選定します。

[手順 5]

- ・調査地点①~⑤において、等量の試料を採取します。
- ・採取状況を写真撮影します。
- ・なお、採取する深さは、地表から 50 c m までの土石を均等に採取するものとします。
- ・ただし、岩盤等により掘削採取が困難である場合や安全管理上の問題により、50 c m までの試料採取が困難な場合は、この限りではありません。

[手順 6]

- ・調査地点①~⑤から採取した試料を合わせて 1 試料とし、別表第 1 の左欄に記載された物質の種類ごとに分析を行います。

[手順 7]

- ・残りの各区域において手順 1 ~ 6 により土壌の汚染状況の調査を行います。

## 7 完了、廃止、休止時に行う手続（盛土条例第 25 条、施行規則第 24 条）

### チェック

- 盛土等が完了した場合には、完了後 15 日以内に「盛土等完了届出書（盛土条例様式第 20 号）」を知事に提出する必要があります。
- 完了届には、定期報告から完了日までの土石の使用量を添付する必要があります。（盛土条例施行規則第 18 条）
- 処分型盛土において、完了時に実施する水質調査及び土壌の汚染状況の調査の分析が間に合わない場合は分析が完了次第、「水質調査報告書（盛土環境条例様式第 7 号）」及び「土壌汚染調査状況報告書（盛土環境条例様式第 8 号）」を提出してください。
- 盛土等を廃止又は休止した場合には、「盛土等廃止（休止）届出書（盛土条例様式第 21 号）」を提出する必要があります。
- 盛土等を再開する場合は「盛土等再開届出書（盛土条例様式第 22 号）」により、再開後の工程や搬入計画を提出する必要があります。
- 盛土等完了届出書及び盛土等廃止（休止）届出書には、次のことがわかる書類や写真等を添付してください。
  - ・災害の防止に必要な措置が行われていること
  - ・構造基準に適合していること
  - ・水質調査に必要な措置が行われていること
  - ・生活環境の保全に必要な措置が行われていること

### 【解説】

- ・盛土等を行う者は、盛土等の工事の完了時、廃止時、休止（中断）時及び再開時には、知事に届出なければなりません。
- ・知事は完了又は廃止（休止）届出書の提出を受けて、災害の防止上必要な措置が講じられていること等を確認し、届出をした者にその結果を通知することとしています。
- ・知事が完了又は廃止（休止）届出書の内容が許可基準に適合しないと認めたときは、是正措置を講じなければならないこととしています。

## 進捗状況別 手続の整理

工事の進捗	届出の種類	提出期限	添付書類
完了	盛土等完了届出書 (盛土条例様式第20号)	完了後 15日以内	p. 49を参照 (【完了時】提出書類チェックリスト)
廃止	盛土等廃止(休止) 届出書 (盛土条例様式第21号)	廃止後 30日以内	p. 48を参照 (【許可後】提出書類チェックリスト)
休止		休止後 10日以内	
再開		休止工事 の再開時	

## 県による確認等

### ① 県による確認・通知

- ・完了又は廃止(休止)届出書が提出された場合は、県は当該届出のあった盛土等が許可の基準に適合しているかの確認を行います。
- ・確認のため、現地調査を行う場合があります。
- ・県は、届出をした者に対して、これらの確認の結果を通知します。

#### 確認する内容(盛土条例第14条第1項第4号、第5号、第6号、第7号及び第3項)

- ・災害の防止上必要な措置が講じられていること
- ・構造基準に適合するものであること
- ・水質の調査を行うために必要な措置が講じられていること
- ・生活環境の保全上必要な措置が講じられていること
- ・許可に当たって付された条件に適合していること

### ② 災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置

- ・①〔確認する内容〕に適合しない旨の通知を受けた場合は、当該盛土等について、構造基準に適合させる等、必要な措置を講じなければなりません。

## 8 変更、地位承継に関する手続（盛土条例第 15 条、第 16 条、第 26 条）

---

### チェック

#### 【盛土等を行う者・内容等に変更が生じた場合】

- 許可申請の内容に変更が生じた場合、変更許可申請又は変更の届出が必要となります。
- 施行規則第 13 条に規定する「盛土等の土砂量の減少」や「期間の短縮」等の軽微な変更~~に該当する場合は~~、「盛土等変更届出書（盛土条例様式第 8 号）」による届出が必要です。
- 軽微な変更以外の変更の場合は、「盛土等変更許可申請書（盛土条例様式第 7 号）」による、変更許可の申請が必要です。

### チェック

#### 【地位の承継が生じた場合】

- 権利の承継（許可の承継、所有権の移転等）が生じた場合、権利の承継を受けた者は「盛土等の許可に基づく地位の承継承認申請書（盛土条例様式第 23 号）」による、承認の申請が必要です。

### 【解説】

- ・工事中に生じる変更の内容に応じた手続を行うことが規定されています。

変更許可、地位の承継承認の申請前に行う手続として、以下の手続が必要です。

- (1) 土地の所有者への変更等の内容の説明と同意の取得・・・p. 39
- (2) 住民説明会の開催（変更許可の申請の場合）・・・p. 40

(1) 土地の所有者への変更等の内容の説明と同意の取得（盛土条例第11条第2項、第3項）

#### チェック

- 土地の所有者に、以下に示す事項の説明が必要となります。
- 同意の取得に当たっては、盛土等を行う者が不適切な盛土等を行った場合には、土地の所有者にも知事からの是正命令等がされることを説明してください。（盛土条例様式第5号「盛土等に係る土地使用同意書」に記載の内容）
- 盛土等を行う全ての土地の所有者から同意を取得してください。

#### 【解説】

- ・盛土条例では、盛土等が行われる土地の所有者が現地確認等を行う義務（盛土条例第29条）や、是正勧告等を受ける可能性があること（盛土条例第30条）が明記されています。
- ・このため、変更許可等の申請を行う者は、事前に土地の所有者に盛土等の内容を説明した上で、土地使用の同意を得ることが義務づけられました。

#### 土地の所有者に説明しなければならない事項

手続	説明しなければならない事項
変更許可の申請	<b>【盛土等に係る土地使用同意書（その2）に記載の事項】</b> ① 盛土等の変更許可の申請をしようとする者について 個人の場合：氏名、住所 法人の場合：法人名、代表者の氏名、主たる事務所の所在地 ② 変更の内容及びその理由
地位の承継承認の申請	<b>【盛土等に係る土地使用同意書（その3）に記載の事項】</b> ① 地位承継の承認の申請をしようとする者について 個人の場合：氏名、住所 法人の場合：法人名、代表者の氏名、主たる事務所の所在地 ② 盛土等の許可を受けた者について 個人の場合：氏名、住所 法人の場合：法人名、代表者の氏名、主たる事務所の所在地

(2) 住民説明会の開催（※変更許可の申請の場合のみ）（盛土条例第 12 条第 4 項）

チェック

- 変更許可の申請にあたっては、盛土等区域の隣接地及び盛土等区域の自治会の住民を対象に、説明会を開催しなければなりません。
- 説明会は、申請予定日の 30 日前までに開催しなければなりません。
- 説明会では、変更許可申請の内容である、変更事項やその理由を説明しなければなりません。
- 変更許可申請書には、説明会の開催状況、提出のあった意見書の内容、その意見の処理状況を記載した説明会開催結果等報告書（盛土条例様式第 6 号）を添付しなければなりません。
- なお、説明会開催結果等報告書には、議事録、説明会で配布等をした資料、提出のあった意見書を添付してください。

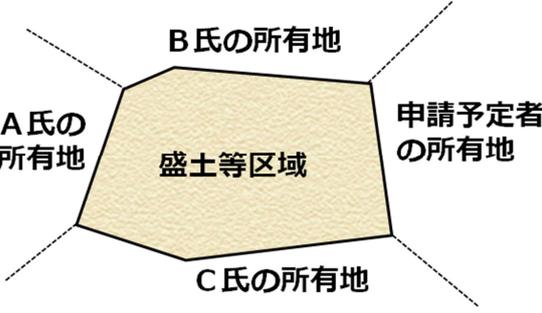
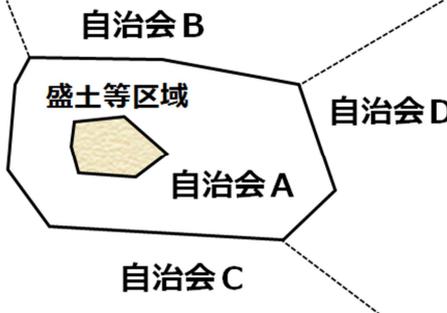
【解説】

- ・当初の許可申請にあたって開催された説明会と同様に、盛土等の計画の変更も周辺地域の住民への周知が重要なことから、変更許可の申請を行う者は、変更許可申請書の提出の 30 日前までに〔盛土等区域の隣接地〕及び〔盛土等区域の属する自治会の区域〕の住民に対して説明会を開催しなければならないこととされています。
- ・なお、地域の住民は、申請日の前日まで、変更許可の申請を行う者に対して、申請書の内容について意見書を提出することができることとされています。

①説明会の開催

項目	注意点
対象とする住民	・盛土等区域の隣接地の住民 ・盛土等区域の属する自治会の住民
開催時期	・変更許可の申請を行う日の 30 日前までに開催
開催場所	・地域住民の利便性が確保され、かつ、変更許可申請を行う者が確保できる場所（地域内の公民館、コミュニティセンター等）
開催の周知方法	・地域住民の見やすい場所への掲示、回覧板、チラシ配布等
説明する内容	・変更許可申請の内容（変更事項、変更理由） ・申請日の前日まで、変更許可申請を行う者に対して、地域住民が意見書を提出できること及び意見書の提出方法
説明会において記録すべきこと	・出席した地域住民の人数 ・出席者の発言内容（意見や要望）と、これに対する回答内容

## ②対象とする住民のイメージ

盛土等区域の隣接地の住民 (A、B、C氏が対象)	盛土等区域の属する自治会の住民 (自治会Aが対象)
	

### 【注意点】

- ・これは、変更許可申請を行うにあたり、説明が必要な最低限の範囲を規定したものあり、盛土等の計画、地域の状況等に応じてより多くの住民を対象に説明会を開催することが望ましい場合があります。
- ・例えば、盛土等区域の下流に位置する自治会の住民に対しても説明会を開催すること等が想定されます。

## ③説明会開催結果等報告書（盛土条例様式第6号）の作成・提出

- ・複数回の説明会を開催した場合は、開催した説明会ごとに報告書を作成してください。
- ・変更許可申請書に添付する資料は、次のとおりです。
  - ア 説明会開催結果等報告書（盛土条例様式第6号）
  - イ 説明会において配布した資料
  - ウ 議事録（任意様式）
    - 出席者の発言内容と、変更許可申請を行う者の回答等がわかるように記載されたもの
  - エ 地域の住民から提出された意見書（任意様式又は参考様式第4号）

軽微な変更を行う場合、以下の手続があります。

(3) 盛土等変更届出書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 42

(3) 盛土等変更届出書の提出（盛土条例第 15 条第 5 項）

#### チェック

- 軽微な変更該当する変更を行った際は、「盛土等変更届出書（盛土条例様式第 8 号）」による届出が必要です。
- 軽微な変更を行った際は、変更の届出を遅滞なく行わなければなりません。
- 軽微な変更を行った際は、土地の所有者に対して、その内容を書面で通知する必要があります。

#### 【解説】

- ・変更の許可申請の場合と異なり、事前に土地の所有者の同意を取得する必要はありませんが、軽微な変更を行った内容を書面で通知することが義務づけられています。
- ・軽微な変更該当しない変更を行う際は、変更許可の申請が必要となります。
- ・なお、変更許可の場合とは異なり、県に提出された盛土等変更届出書に対する、確認の通知等は発出されません。

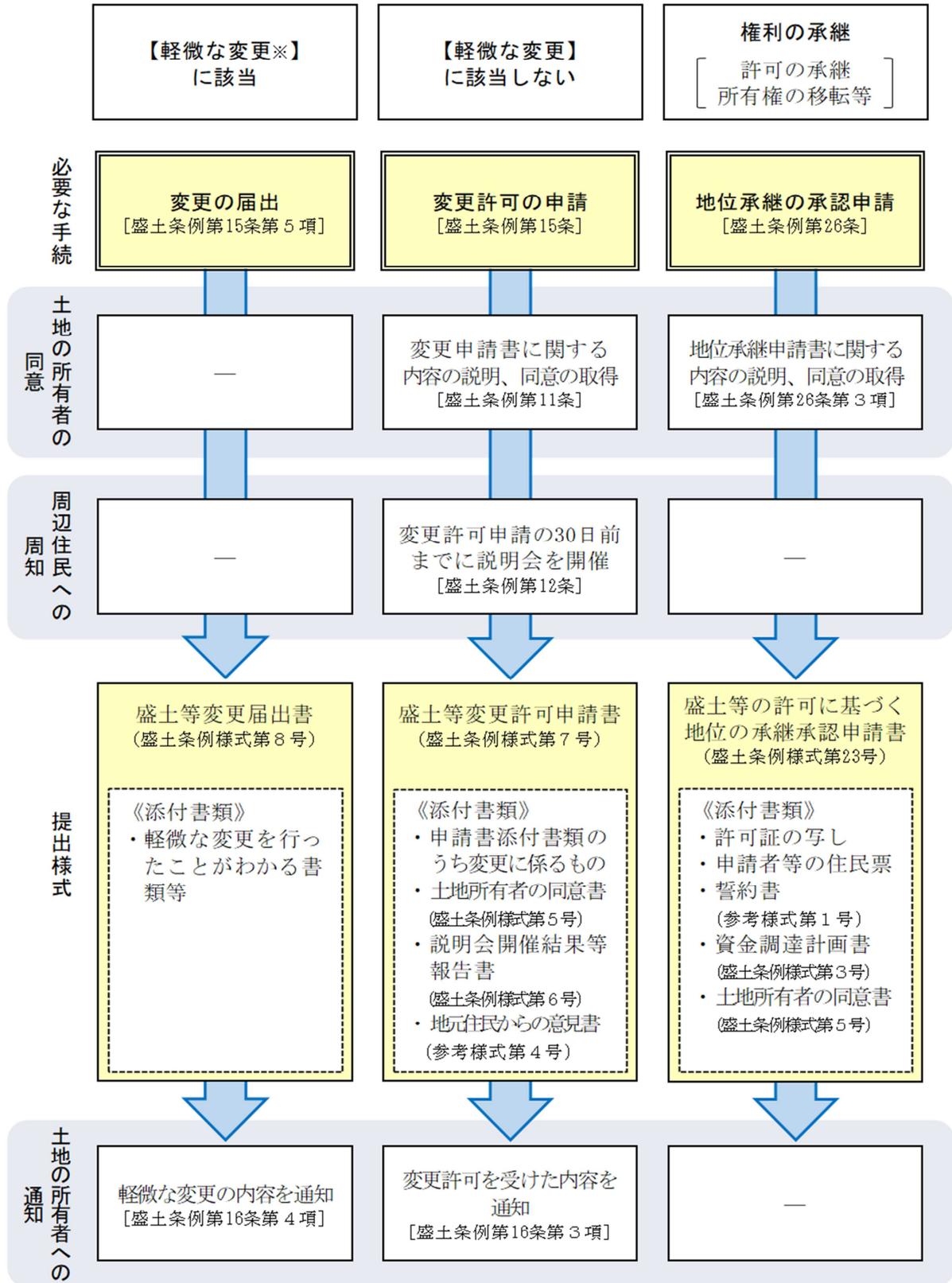
#### 軽微な変更該当する変更（盛土条例施行規則第 13 条第 1 項）

- ・許可を受けた者（代表者、役員、法定代理人、使用人）の氏名、住所等の変更
- ・管理事務所の所在地、管理責任者の氏名又は職名の変更
- ・盛土等に用いられる土砂等の量を減少する変更
- ・盛土等を行う期間を短縮する変更
- ・盛土等に用いられる土石の搬入に関する計画の変更（土石の種類の変更を除く）
- ・災害の発生を防止するための施設等の機能を高める構造の変更

#### 盛土等変更届出書に添付する書類等

- ・盛土等変更届出書には、軽微な変更を行ったことがわかる書類等（住民票、登記事項証明書、土量計算書、施工計画書、図面等）を添付してください。

変更・地位の承継に係る必要な手続きの整理



## 8-2 変更許可申請書、地位の承継承認申請書の提出

### (1) 申請に必要な書類及び提出方法等について

- ・必要書類については、提出書類チェックリスト (p. 48) を御覧ください。
- ・なお、条例で規定される様式等は、盛土対策課ホームページを御覧ください。  
【手続に用いる様式等】 <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/tochiriyou/1041004/1080130.html>
- ・提出部数は、2部 [審査用、閲覧用] となります。
- ・提出先は、静岡県盛土対策課 (〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号) となります。

### (2) 申請手数料について

- ・令和8年4月1日以降に県に到達する変更許可及び地位の承継承認の申請に係る手数料が次のとおり改訂されます。

区分	改定前 (令和8年3月31日到達分まで)	改定後 (令和8年4月1日到達分から)
変更許可申請	42,000円	45,300円
地位の承継承認申請	42,000円	45,100円

- ・令和8年4月1日付けの静岡県手数料徴収条例の改正に伴い、変更許可の申請及び地位の承継承認の申請に係る手数料も改定されることとなりました。
- ・申請手数料は、静岡県収入証紙を貼付した用紙を申請書に添付することで納めてください。  
※収入印紙とお間違えのないよう御注意ください。
- ・申請書を受け付けてしまうと、添付された手数料 (静岡県収入証紙) の払戻し等ができないため、申請内容について盛土対策課に事前相談するようにしてください。
- ・静岡県収入証紙については、静岡県会計総務課ホームページを御覧ください。  
【静岡県会計総務課】 <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1003694/1030350.html>

### 8-3 変更許可における許可の基準

---

#### チェック

- 変更許可を受ける場合、変更許可申請の内容が許可の基準を満たしている必要があります。
- 変更許可申請の内容が許可の基準を満たさない場合、不許可となります。

#### 【解説】

- ・変更許可においても、許可の基準を満たしていない場合は、許可をしてはならないことが規定されています。
- ・なお、当初の許可において準用する許可の基準のうち「欠格要件のいずれにも該当しないこと」は、変更許可において準用する許可の基準からは除かれています。

#### (1) 変更許可における許可の基準（盛土条例第14条第1項、第15条第4項）

- 盛土等を行おうとする土地の所有者の同意を得ていること
- 管理事務所及び管理責任者が明確に定められていること
- 災害の防止上必要な措置が講じられていること
- 構造上の基準に適合する計画であること
- 水質調査を行うために必要な措置が講じられていること
- 生活環境の保全上必要な措置が講じられていること

※許可の基準を満たしているかの確認以前に、住民説明会の開催結果に関する書類等、条例で規定されている申請書類の体裁が整わない場合には、変更の許可等はできません。

## (2) 構造上の基準の適用について

- ・構造上の基準については、別冊「盛土等の構造基準及び解説」を確認してください。
- ・ただし、以下の法令の許可等を取得している場合は、個別法の基準で設計してください。

### 他法令の構造基準を適用するケース（盛土条例第14条第2項、施行規則第12条）

◎変更許可の申請を行う盛土等が、以下の個別法の許可等に該当する場合、災害の防止上必要な措置が講じられているものとみなされるため、盛土条例の構造基準は適用されません。

- ・建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認を要する行為
- ・森林法第10条の2第1項又は第34条第2項の許可を要する行為（同法44条において準用する場合を含む）
- ・地すべり等防止法第18条第1項の許可を要する行為
- ・宅地造成等規制法第8条第1項の許可を要する行為
- ・都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を要する行為
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可を要する行為
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の許可を要する行為
- ・静岡県砂防指定地管理条例第3条第1項の許可を要する行為

(注) 上記の個別法の許可等を取得している盛土等に係る変更許可の申請においては、申請書に以下の書類を添付する必要はありません。

- ・[1-16] 地盤調査に関する書類
- ・[1-17] 盛土等の安定計算の結果
- ・[1-18] 擁壁の構造図、構造計算書
- ・[1-21] 排水施設の構造図、排水量計算書
- ・[1-22] 沈砂池の構造図及び容量計算書（沈砂池を設置する場合）
- ・[1-23] 調整池の構造図及び容量・放流量計算書（調整池を設置する場合）

## 9 土地の所有者が変更になった場合の手續（盛土条例第 17 条、第 28 条）

### チェック

- 盛土等が行われている間に、盛土等区域の土地の所有者に変更があったことを知ったときは、変更後の土地の所有者に盛土等の内容を説明し、同意を取得しなければなりません。
- 同意取得の結果について、変更があったことを知った日から 1 か月以内に、知事に届出なければなりません。
- 変更後の土地の所有者の同意を取得できなかった場合は、許可が取り消されます。

### 【解説】

- ・盛土等区域の土地の所有者に変更が生じた場合には、変更後の土地の所有者への説明と同意の取得等を行うことが規定されました。
- ・これは変更後の土地の所有者も盛土等について責任を負うことから、盛土等を行う者が責任をもって説明等を行わなければならないことを規定したものです。
- ・変更後の土地の所有者から同意を取得できなかった場合は、盛土条例第 28 条に規定する許可の取消事由に該当し、許可が取り消されます。

### 土地の所有者に変更が生じた場合の手續

土地の所有者の変更

変更後の土地の所有者に対して、許可を受けている内容の説明・同意の取得

《同意が取得できた場合》

#### 【提出書類】

- ・盛土等区域の土地の所有者の変更に伴う同意取得届出書  
(盛土条例様式第 9 号)

#### 【添付書類】

- ・土地の登記事項証明書
- ・盛土等に係る土地の使用同意書  
(盛土条例様式第 10 号)

《同意が取得できなかった場合》

#### 【提出書類】

- ・盛土等区域の土地の所有者の同意を取得できなかった旨の届出書  
(盛土条例様式第 11 号)

許可の取消

【許可後（完了時を除く）】提出書類チェックリスト（ver. 6.0）

- 原則として、許可以降の提出書類は紙媒体にて2部提出してください。
- 提出時期を確認の上、提出漏れ等のないよう御注意ください。

区分	提出時期	提出書類	根拠法令	チェック
着手	着手後10日以内	着手届（盛土条例様式第12号）	盛土条例第18条	<input type="checkbox"/>
土石の搬入	土石の搬入前	土石搬入報告書（盛土環境条例様式第5号）	環境条例第13条	<input type="checkbox"/>
		・土石発生元証明書（盛土環境条例様式第4号）	環境条例第13条	<input type="checkbox"/>
		・搬入する土石に汚染のおそれがないことの確認に用いた書類（写しで可）		<input type="checkbox"/>
土石の使用量報告	〈4～9月分〉 10月末日まで 〈10～3月分〉 4月末日まで	【一時堆積以外の場合】土砂等使用量報告書（盛土条例様式第16号）	盛土条例第21条	<input type="checkbox"/>
		・土砂等管理台帳（盛土条例様式第15号（その1））の写し	盛土条例第21条	<input type="checkbox"/>
		【一時堆積の場合】土砂等搬入量及び搬出量報告書（盛土条例様式第17号）	盛土条例第21条	<input type="checkbox"/>
		・土砂等管理台帳（盛土条例様式第15号（その1））の写し	盛土条例第21条	<input type="checkbox"/>
		・土砂等管理台帳（盛土条例様式第15号（その2））の写し	盛土条例第21条	<input type="checkbox"/>
		【処分型のみ】 水質・土壌の 汚染状況の調査	〈調査〉 着手後6か月ごと 〈提出〉 結果判明から 1か月以内	水質調査報告書（盛土環境条例様式第7号）※地下水排除工を設置する案件のみ
・試料を採取した地点を示した位置図		<input type="checkbox"/>		
・現場の写真（採取位置の全景と試料の採取状況がわかるもの）	環境条例第14条	<input type="checkbox"/>		
・計量証明書（写しの提出で可）		<input type="checkbox"/>		
土壌汚染状況調査報告書（盛土環境条例様式第8号）	環境条例第14条	<input type="checkbox"/>		
・試料を採取した地点を示した位置図		<input type="checkbox"/>		
・現場の写真（採取位置の全景と試料の採取状況がわかるもの）	環境条例第14条	<input type="checkbox"/>		
・計量証明書（写しの提出で可）		<input type="checkbox"/>		
廃止・休止	廃止後30日以内 休止後10日以内	盛土等廃止（休止）届出書（盛土条例様式第21号）	盛土条例第25条	<input type="checkbox"/>
		・災害の防止上必要な措置を講じたことを示す書類等		<input type="checkbox"/>
		・構造基準に適合するものであることを示す書類等	盛土条例第25条	<input type="checkbox"/>
		・水質調査に必要な措置を講じたことを示す書類等		<input type="checkbox"/>
・生活環境の保全上必要な措置を講じたことを示す書類等		<input type="checkbox"/>		
再開	再開時 遅滞なく	盛土等再開届出書（盛土条例様式第22号）	盛土条例第25条	<input type="checkbox"/>
〈軽微な変更以外〉 変更	変更時	盛土等変更許可申請書（盛土条例様式第7号）	盛土条例第15条	<input type="checkbox"/>
		・申請書に添付した書類のうち、当該変更に係るもの		<input type="checkbox"/>
		・盛土等に係る土地使用同意書（盛土条例様式第5号（その2））の写し	盛土条例第15条	<input type="checkbox"/>
		・説明会開催結果等報告書（盛土条例様式第6号）		<input type="checkbox"/>
・地元住民からの意見書（参考様式）		<input type="checkbox"/>		
軽微な変更	軽微な変更時 遅滞なく	盛土等変更届出書（盛土条例様式第8号）	盛土条例第15条	<input type="checkbox"/>
		・申請書に添付した書類のうち、当該変更に係るもの	盛土条例第15条	<input type="checkbox"/>
地位の 承継承認	権利の相続時 又は 権原の取得時	盛土等の許可に基づく地位の承継承認申請書（盛土条例様式第23号）	盛土条例第26条	<input type="checkbox"/>
		・様式第5号 盛土等に係る土地使用同意書（盛土条例様式第5号（その3））の写し		<input type="checkbox"/>
		・許可書の写し		<input type="checkbox"/>
		・申請者等の住民票の写し（本籍の記載があるもの）（正本にのみ添付）	盛土条例第26条	<input type="checkbox"/>
		・欠格要件に該当しないことの誓約書（参考様式）		<input type="checkbox"/>
		・盛土等に要する経費に係る資金調達計画書（盛土条例様式第3号）		<input type="checkbox"/>
・許可を受けた者の相続人や一般承継人であること又は権原を取得したことを証する書類		<input type="checkbox"/>		
土地所有者の 変更	変更があったこと を知った日から 1か月以内	【変更後の土地の所有者の同意を取得できた場合】	盛土条例第17条	<input type="checkbox"/>
		盛土等区域の土地の所有者の変更に伴う同意取得届出書（盛土条例様式第9号）		<input type="checkbox"/>
		・土地の登記事項証明書（登記情報提供サービスから印刷した書類でも可とする。）	盛土条例第17条	<input type="checkbox"/>
		・盛土等に係る土地使用同意書（盛土条例様式第10号）の写し		<input type="checkbox"/>
【変更後の土地の所有者の同意を取得できなかった場合】	盛土条例第17条	<input type="checkbox"/>		
盛土等区域の土地の所有者の同意を取得できなかった旨の届出書（盛土条例様式第11号）		<input type="checkbox"/>		

【該当する項目にチェックを入れてください】

- 完了届出書は完了日から15日以内の提出となっている。
- 構造基準の適用除外となる盛土等（関係法令チェックリストの★に該当）である。
- 盛土等の許可に条件が付されていない。
- 土砂等の一時堆積のための許可である。
- 【開発型】又は【一時堆積】に該当する盛土等である。
- 地下水排除工は設置していないため、水質調査は対象外である。

書類番号	提出書類	根拠法令	チェック	完成検査	
				書類	現地
1-0	盛土等完了届出書（盛土条例様式第20号）	盛土条例第25条	<input type="checkbox"/>	○	－
1-1	災害の防止上必要な措置を講じたことを示す書類等 ・ 土砂等及び雨水等の流出防止措置の実施状況の写真等 ※書類番号1-4と兼ねることも可	盛土条例第25条	<input type="checkbox"/>	○	○
1-2	構造基準に適合するものであることを示す書類等 ・ 盛土等の出来形管理に関する資料や写真 ・ 盛土等の用に供する施設の出来形管理に関する資料や写真 ・ その他（施工管理、品質管理に関する資料等）	盛土条例第25条	<input type="checkbox"/>	○	○
1-3	水質調査に必要な措置を講じたことを示す書類等 試料を採取した施設の構造図（採水箇所を旗揚げしたもの）	盛土条例第25条	<input type="checkbox"/>	○	－
1-4	生活環境の保全上必要な措置を講じたことを示す書類 ・ 粉じんの飛散の防止措置状況の写真等 ・ 土砂等及び雨水等の流出の防止措置状況の写真等 ・ 騒音及び振動の防止措置状況の写真等 ・ その他（過積載防止の取組状況の写真等）	盛土条例第25条	<input type="checkbox"/>	○	－
1-5	許可に当たって付された条件に適合することを示す書類	盛土条例第25条	<input type="checkbox"/>	該当する 場合のみ	必要に 応じて
2-0	【一時堆積以外の場合】 土砂等使用量報告書（盛土条例様式第16号）	盛土条例第21条	<input type="checkbox"/>	○	－
2-1	土砂等管理台帳（盛土条例様式第15号（その1））の写し	盛土条例第21条	<input type="checkbox"/>	○	－
3-0	【一時堆積の場合】 土砂等搬入量及び搬出量報告書（盛土条例様式第17号）	盛土条例第21条	<input type="checkbox"/>	○	－
3-1	土砂等管理台帳（盛土条例様式第15号（その1））の写し	盛土条例第21条	<input type="checkbox"/>	○	－
3-2	土砂等管理台帳（盛土条例様式第15号（その2））の写し	盛土条例第21条	<input type="checkbox"/>	○	－
4-0	水質調査報告書（盛土環境条例様式第7号）	盛土環境条例第14条	<input type="checkbox"/>	○	必要に 応じて
4-1	試料を採取した地点を示した位置図	盛土環境条例第14条	<input type="checkbox"/>	○	－
4-2	現場の写真（採取位置の全景と試料の採取状況がわかるもの）	盛土環境条例第14条	<input type="checkbox"/>	○	－
4-3	計量証明書（写しの提出で可）	盛土環境条例第14条	<input type="checkbox"/>	○	－
5-0	土壌汚染状況調査報告書（盛土環境条例様式第8号）	盛土環境条例第14条	<input type="checkbox"/>	○	必要に 応じて
5-1	試料を採取した地点を示した位置図	盛土環境条例第14条	<input type="checkbox"/>	○	－
5-2	現場の写真（採取位置の全景と試料の採取状況がわかるもの）	盛土環境条例第14条	<input type="checkbox"/>	○	－
5-3	計量証明書（写しの提出で可）	盛土環境条例第14条	<input type="checkbox"/>	○	－

改訂履歴

版数	発行	改訂内容
第1版	令和4年 5月	初版発行
第2版	令和4年 9月	許可以降の内容を追加
第2.1版	令和4年11月	申請書類（申請時）、関係法令、提出書類（許可～完了）チェックリストの内容を更新
第3版	令和5年2月	土壌の汚染状況の調査に関する内容を修正及び新規追加、許可の基準を追加
第4版	令和5年3月	申請前の土壌の汚染状況の調査の方法を更新 ※関係法令及び提出書類（許可後）チェックリストについては第3版から変更なし
第5版	令和5年12月	適用除外となる盛土等及び申請書類の一部省略に係る更新、水質調査の要件の修正等
第6版	令和8年4月	盛土環境条例への改正に伴う、根拠条文等の修正並びに手数料改定に伴う情報の更新 新規許可申請の手續に係る記載を削除し、許可後の手續に係る記載を拡充